

『大田原市生活排水処理構想』を策定しました

大田原市では、限られた財源から効率的に生活排水処理施設を普及させるため、「大田原市生活排水処理構想」を策定しました。

その中で、コスト縮減を基本として、整備の効率性などから、公共下水道、農業集落排水およびその他集合処理にて整備する地域を、次の表および次ページの図で示すとおりとしました。

当該計画区域外にお住まいの方は、合併浄化槽による生活排水処理を行っていただくこととなりますが、大田原市では「公共設置型浄化槽設置事業」により、合併浄化槽の設置を行うとともに、公共下水道事業認可区域外にお住まいの方に対し、「浄化槽設置整備費補助金制度」に基づいて補助金を交付し、個人負担の軽減を図っています。

大田原市生活排水処理構想の概要

計画目標年	平成37年度目標 ※上段()内は平成21年度の実績				
	下水道	農業集落排水	その他集合処理	合併浄化槽	合計
整備手法					
事業数 (単位:か所)	(2) 2	(4) 4	(3) 3	—	(9) 9
面積 (単位:ha)	(1,348) 1,812	(268) 268	(349) 349	—	(1,965) 2,429
計画人口 (単位:人)	(37,354) 49,100	(5,387) 4,400	(200) 200	(13,041) 19,300	(74,089) 73,000

●大田原市の生活排水処理人口普及率

生活排水処理人口普及率とは、その地域で生活排水処理施設がどのくらい普及しているかを知るための指標となる数値です。

大田原市の生活排水処理人口普及率は、平成21年度の実績で**74.0%**(平成21年度栃木県平均**77.8%**)となっています。

大田原市生活排水処理構想の目標年次となる平成37年度末までには**100.0%**の普及率を目指します。

●公共設置型浄化槽設置事業

公共設置型浄化槽設置事業とは、当該計画域以外の地域で生活排水を処理するために、市が設置する戸別処理浄化槽の整備事業です。

設置工事費は、市で負担することになりますが、設置者は浄化槽の区分に応じて分担金を納入することになります。

戸別処理浄化槽を使用する人(使用者)は、戸別処理浄化槽使用料を水道使用料と併せて納入することとなります。

●浄化槽設置整備費補助金制度

公共下水道計画区域で事業認可を受けていない地域において、生活排水を処理するため、浄化槽を設置する一般家庭に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、個人負担の軽減を図っています。

◆既計画でありました22地区の農業集落排水事業はすべて廃止となりました。

今後は、公共設置型浄化槽の普及・促進を進める方針ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆「大田原市生活排水処理構想」について、ご意見・ご質問がある方、詳細を知りたい方につきましては、お手数ではございますが、下水道課までお問い合わせください。
なお、「大田原市生活排水処理構想」の詳細は市のホームページに掲載されております。

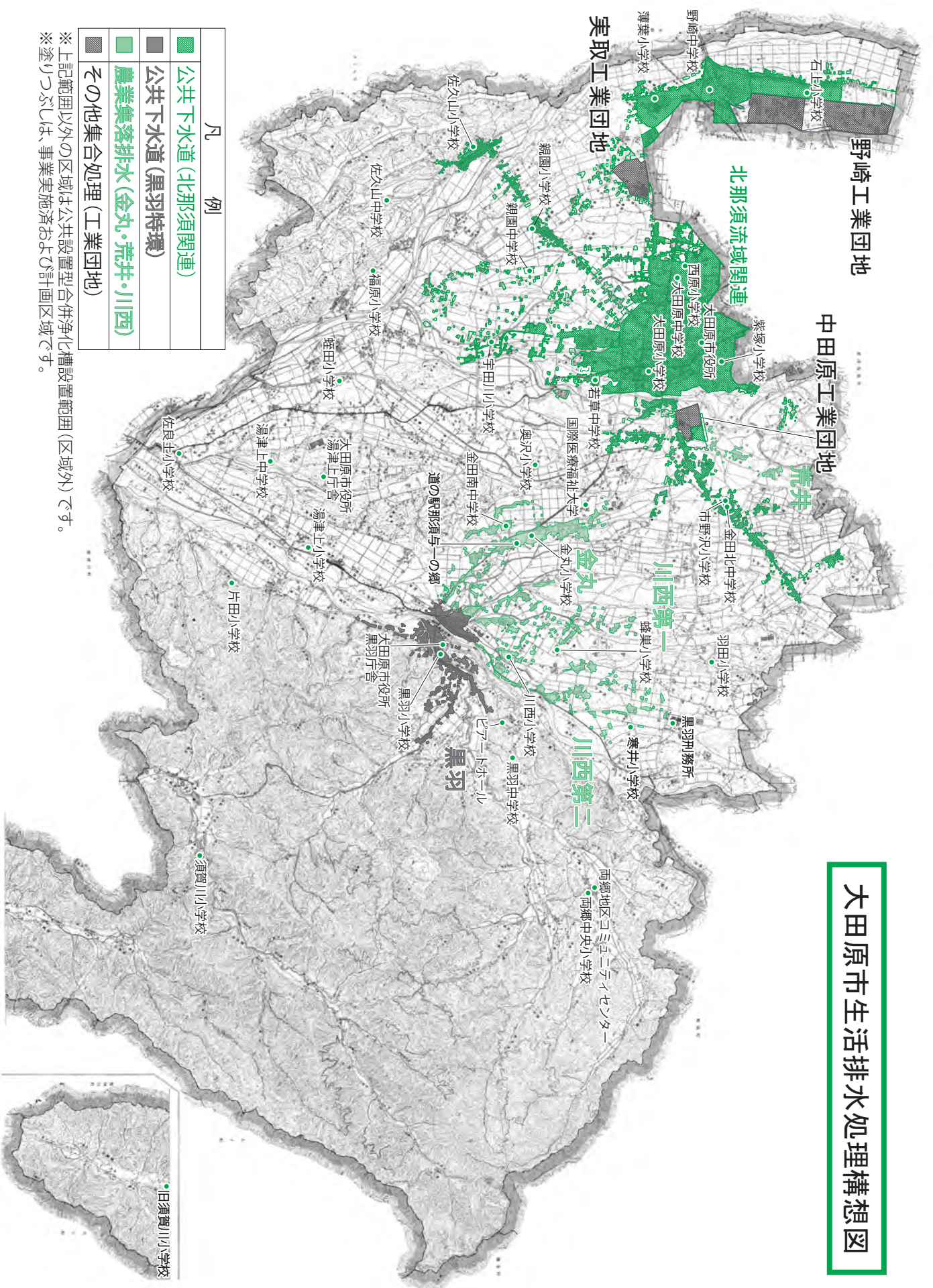
■問い合わせ

下水道課工務1係

☎(23)8712

🌐 <http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/1.html>

大田原市生活排水処理構想図



凡 例	
	公共下水道(北那須関連)
	公共下水道(黒羽特環)
	農業集落排水(金丸・荒井・川西)
	その他集合処理(工業団地)

※上記範囲以外の区域は公共設置型合併浄化槽設置範囲(区域外)です。
 ※塗りつぶしは、事業実施済および計画区域です。